

特記仕様書

- 01 共通仕様書
当該業務は、『北海道建設部土木工事共通仕様書』に基づき実施すること。
- 02 土木工事積算基準等
1 当該業務の設計図書は、北海道建設部及び一般財団法人経済調査会が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
(1) 一般土木工事
「土木工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木事業委託積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
「公園・緑地の維持管理と積算」（一般財団法人経済調査会発行）
2 「土木工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
(1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
(2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
(3) 上記(1)(2)については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難しい場合には、必要に応じて設計変更する。
3 「土木工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
4 当該業務の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
(1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
- 03 委託業務一般に関する事項
1 契約の締結後、速やかに業務処理計画書を提出すること。
2 使用する殺虫剤について、トレボン乳剤とし、4,000倍希釈で使用すること。また、薬剤使用量は1000m²あたり100L(4,000倍希釈後)とする。
3 業務上必要とする消耗品等は、受託者の負担とする。
4 本業務着手前に速やかに関係者への周知を行うこと。
5 業務に係る打ち合わせ事項については、業務打合せ記録簿により書面にて提出すること。
6 薬剤散布は、3回行うこととし、実施時期については業務担当員と協議すること。また、状況に応じ、薬剤散布の回数や使用する薬剤に変更が生じた場合には、業務担当員と協議の上、必要に応じて設計変更をおこなう。
7 マイマイガ防除対象箇所については、別紙1～4のとおりとする。別紙に記載の面積は目安であり、薬剤は樹木に対して散布すること。
8 立木（5m以上）の散布面積は30m²/本、立木（3m～5m以上）の散布面積は10m²/本とする。

特記仕様書

- 04 業務内容について
- 1 業務完了検査時の書類作成については、事前に業務担当員と協議し、形式等を確認すること。
 - 2 当該現場付近には、歩道、車道等があり歩行者及び車両の往来があることから安全対策等万全を期すこと。
 - 3 その他不明な点は、業務担当員と協議の上、実施すること。
- 05 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について
「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の取り扱いについて（令和2年4月28日付け 北海道建設部建設政策局建設管理課事務連絡）」に準じ、追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更業務計画書を提出すること。
なお、必要と認められる対策については設計変更の対象とする。
- 06 WEB会議システムによる打合せ
受託者からの申し出により打合せをWEB会議システムによって実施する場合は、実施手法等について業務担当員と協議のうえ実施するものとし、実施回数、旅費交通費、従来諸経費から追加が必要となる機器等の費用について、必要に応じ設計変更を行う。